

# 日影規制の内容

法：建築基準法第56条、56条の2

条例：京都府建築基準法施行条例第19条の2

条例で指定された対象区域		条例で指定された規制値の種別 (法別表第四の号)	法別表第四による規制される日影時間		測定水平面 (平均地盤面からの高さ)	規制される建築物
用途地域	容積率(%)等		規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)			
			5mを超え10mの範囲	10mを超える範囲		
第1種低層住居専用地域 又は 第2種低層住居専用地域	50	60	(一)	3時間以上	2時間以上	軒の高さが7mを超えるか、 又は 地上3階以上の建築物
	80	100	(二)	4時間以上	2.5時間以上	
	150	200	(三)	5時間以上	3時間以上	
第1種中高層住居専用地域 又は 第2種中高層住居専用地域	100	150	(一)	3時間以上	2時間以上	高さが10mを超える 建築物
	200		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
	300		(三)	5時間以上	3時間以上	
第1種住居地域 第2種住居地域 又は 準住居地域	200の区域のうち第1種高度地区(井出町を除く)又は第2種高度地区に指定された区域		(一)	4時間以上	2.5時間以上	"
	200の京都市を除く区域		(二)	5時間以上	3時間以上	
	300	400				
近隣商業地域( )	200		(二)	5時間以上	3時間以上	"
準工業地域	200		(二)	5時間以上	3時間以上	"

近隣商業地域内の容積率300%の区域においては、法第56条の2の適用は受けない

<H.30.5作成> 昭54条例24  
S54.11.1施行